

デジタル原則を踏まえた火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の適用に係る解釈の明確化について

令和6年6月28日

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ鉦山・火薬類監理官付
国土交通省海事局検査測度課

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年5月には告示等の見直し方針が策定されました。

これを受け、今般、火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成18年経済産業省・国土交通省令第2号。以下、「規則」という。）に関する規則上の解釈の明確化を図ることとされている事項（別紙）について、下記のとおり整理しました。

<参考> デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

○ 「往訪閲覧」規制について

規則第9条に示す「閲覧」については、対面又は書面において行うことに加え、インターネット等の電磁的方法で行うことや、閲覧者の求めに応じ個別にオンライン上での情報提供を行う等のデジタル技術の活用を推奨する。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表
(該当規則抜粋)

	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase
601	火薬類取締法の規定に基づく 意見の聴取の手続に関する規則	経済産業省、国土交通 省	第9条	記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3